

資料 19-1-2 平成 12 検査事務年度における検査基本方針及び基本計画に関する 証券取引等監視委員会の意見

平成 12 検査事務年検査基本方針及び基本計画について

I 基本認識

平成 10 年 6 月の発足以来、金融監督庁は、市場規律と自己責任原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の実現を目指し、信用秩序の維持等を図ってきたところであるが、今後のいわゆるペイオフの解禁等を控え、一層の金融システムの安定性の確立が必要である。

こうした中、本年 7 月 1 日に金融庁が発足し、制度の企画立案から検査・監督・監視までを一貫して担当することとなったことを踏まえ、貴職の検査が、当委員会及び監督部局等とのより一層の緊密な連携を図り、金融技術や情報通信技術の発達、金融・経済のグローバル化の進展等、金融を取り巻く環境の変化に的確に対応して、起動的かつ総合的な政策の遂行につながるよう期待する。

今般、貴職の示された平成 12 検査事務年度検査基本方針及び基本計画は、現下の我が国金融システムを取り巻く状況を踏まえた適切なものと考えるが、特に以下の諸点に配意してその実施に当たられたい。

II 特に配意することが望ましい事項

1. 公正で透明性の高い検査の実施

証券検査マニュアル等の策定を含め、金融機関等を巡る環境変化に対応した検査マニュアルの整備・充実を図り、検査の透明性の向上を図るとともに、立入検査において、検査官と金融機関等との間で十分議論を尽くすことや、意見申出制度を本格的に実施することは国民に対するアカウンタビリティを高める観点から重要であると考える。なお、証券検査マニュアルについては、当委員会としても、証券取引の公正の確保の観点からのマニュアルも併せて必要であると考えており、貴職と当委員会が協調して策定することが肝要である。

また、検査官の指導訓練及び検査実施状況の把握等を専門的に行う検査指導官を配置し、検査の質的向上を図ることや、研修の充実や民間の専門家の登用、海外当局との人材交流に努めることを重点事項とされていることは適切であり、引き続き公正で透明性の高い検査の実施に万全を期されたい。

2. 効率的で実効性の高い検査の実施

貴職がオフサイト・モニタリングを通じて得られた情報や検査結果等を踏まえ、効率的・機動的な検査を実施すること、及びグループ内の取引関係等を的確に把握するため、金融グループ・コングロマリットの一体的な実態把握に努めることを重点事項とされていることは適切である。

また、部門ごとの業務の継続性を高めることや必要に応じて専門班を編成する

ことにより、専門性の高い深度ある検査が実施されることを期待する。

さらに、貴職と当委員会及び監督部局等とが緊密な連携を維持することについては、実効性の高い検査を確保する観点から、当委員会としてもその必要性が高いと認識している。

3. 業態別の検査重点事項

本年4月に都道府県から検査監督事務の移管を受けた信用組合については、資産内容等の実態把握のため、速やかに検査を行うことが必要であり、移管後の監督に遺漏なきよう十分な実態把握を期待する。

また、証券会社については、貴職の証券会社の資産内容の健全性、自己資本規制比率の正確性、顧客資産の分別管理の適切性についての点検は、的確な資産内容の把握に努めつつ、財務の内容が法令の要請を満たしているかという客観的な観点から行われることが重要と考える。なお、証券会社等の検査に当たっては、受検者の負担軽減及び検査効率の向上の観点から、同時検査の拡充など貴職と当委員会との連携を心掛けることが肝要である。

4. 検査体制の整備

当委員会は、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の推進のため、検査・監視に携わる要員の充実等検査体制の整備が重要な課題であると認識しているところであるが、貴職におかれても、引き続き体制の整備に努力されたい。

* 平成12年7月28日 証券取引等監視委員会からの意見提出